平成３１年度前期分授業料免除の実施について

学 生 各 位

平成３１年度前期分授業料免除について，以下のとおり実施します。

※【東日本大震災】及び【熊本地震】の被災者については特例として対象者としています。
その他，申請期限を越えている災害において現時点で，特例としているものはありませんが，今後，特例の対象となる可能性がありますので，本学からのお知らせに注意してください。

1. 申請書類の取得方法・提出期限等

配付開始日	平成３１年２月１日（金）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードしてください。 ○ トップ＞学生生活＞入学料・授業料（各種手続き・証明書）＞新着情報 ※外国人留学生は，申請書類が異なるので，所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認の上，取得してください。
提出期限	**平成３１年３月２９日（金）【期限厳守】** 【平成３１年度学部新入生（※）については平成３１年４月３日（水）】 ※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む
提出場所	学部１年生（※）・水産学部２年生・平成３１年度学部新入生（※） → 高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課奨学支援担当） 学部２年生以上（水産学部２年生を除く），学部編入学生及び大学院生 → 所属学部・研究科（学院）等の授業料免除担当窓口 ※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む 上記窓口に提出が難しい場合は担当窓口へご相談ください。

2. 申請に係る補足事項

- 今回は前期分授業料免除に係る申請です。（申請期区分が「前期」又は「前後期一括」）
- 次の者は「前後期一括申請」ができません。
  - ・前期申請時（４月１日）以降に家族状況，家計状況，通学区分等の変更が見込まれる場合
  - ・１０月入学者（年度途中で在籍課程が変更する場合があるため）
  - ・９月若しくは１２月修了予定の場合（年度の途中で修了予定の者）
  - ・年度内に休学，退学を予定している場合
  - ・前年１０月～３月に退職金，保険金等の臨時所得があった場合
- 「前後期一括」申請は前期分と併せて後期分を申請し，後期分の申請書類の提出を省略するものです。前期申請時（４月１日）以降に家族状況，修学状況，家計状況，通学区分等に変更が生じた場合には，後期に申請書を再提出する必要があります。また，授業料免除の判定は，各期で行いますので，前期と後期の判定結果が異なる場合があります。

3. 決　定

- 判定結果の連絡等については，７月上旬に掲示及びホームページ掲載により行いますので，申請者は掲示を確認し，必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。
  ○トップ＞学生生活＞入学料・授業料（各種手続き・証明書）＞新着情報）
  ※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送することはありません。

4. 平成３１年度学部新入生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）及び水産学部２年生（平成３１年度現在）の決定通知については高等教育推進機構④番窓口，それ以外の学部学生及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

5. その他

- 特殊事情による質問・相談については，高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530）。
- 申請をした者は，授業料の納入が猶予されますので，決定があるまで授業料を納入しないでください。授業料の納入方法等については決定後にあらためて通知します。

平成３１年２月１日　学務部学生支援課